

# 知らなかったでは、 すまない!

## ～SNSに潜む危険～



誹謗中傷

自撮り被害



個人情報流出

知らない人からの  
アプローチ

SNS上の甘言



- ・闇バイト紹介 (受け子/掛け子)
- ・大麻/覚醒剤売買

千葉県



千葉県マスコットキャラクター  
チーバくん

# インターネットの利用に関する家庭内のルールづくりを!

近年、スマートフォンや携帯電話が普及し、青少年がインターネットやSNSを利用する機会が増えた一方、正しい知識や使い方を知らないために、これらに起因するトラブルや事件に巻き込まれる可能性が高まっています。トラブルや事件に遭わないために、家庭内でのルールづくりやフィルタリング機能やペアレンタルコントロール機能についても確認しておきましょう。

## 家庭内でのルール例

- 何かあったらすぐに相談する
- 知らない人とのやり取りは避ける
- 闇バイトや違法薬物の売買には加担しないこと
- SNSに個人情報や誹謗中傷にあたる内容は書き込まないこと

## フィルタリング機能

- 有害な情報を含むサイトの閲覧を制限することができるサービスです。

## ペアレンタルコントロール機能

- 保護者が子どものスマートフォンの使用時間等を管理することができます。



## インターネット・SNSに起因するトラブルや事件の具体例

### 誹謗中傷 (ネット上に他人の悪口や根拠のないデマを書き込むこと)

匿名であっても情報が開示され、侮辱罪や名誉棄損で訴えられる場合があります。相手の心や将来を傷つける行為は絶対にやってはいけません。

### 知らない人からのアプローチ (ネット上で知り合った人から実際に会おうと誘われること)

SNSのやり取りを発端としたストーカー、誘拐または殺人等の犯罪事件に子どもが巻き込まれるケースが後を絶ちません。ネット上で知り合った人と実際に会うことは避けましょう。

### 個人情報流出 (SNS上に学校のこと、友達との写真などを安易に投稿してしまうこと)

断片的な情報から特定されネットストーカー被害に遭ったり、自身の写真を出会い系サイトや他人の投稿に転載され、利用される可能性があります。一度拡散された情報は完全に消せないことを認識するとともに、投稿する際には個人情報や住所が特定されるものが含まれていないか細心の注意を払いましょう。

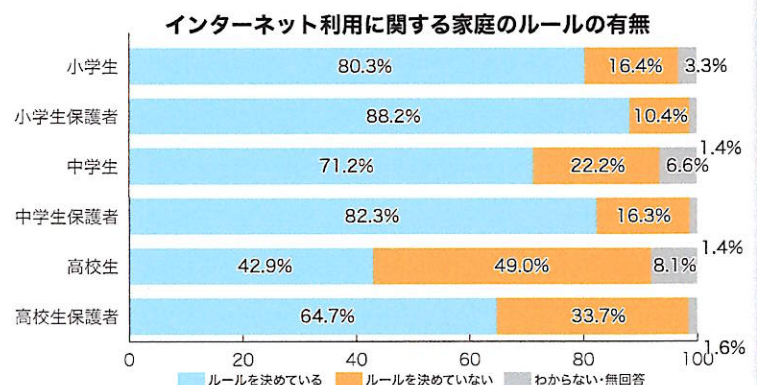
### 自撮り被害 (ネット上で知り合った人に騙されて自分の裸の画像等を送ってしまうこと)

青少年に裸の画像等の提供を求めることは条例で禁止されています。ネット上で知り合った人から裸の画像等の提供を求められた場合、脅迫や性犯罪に巻き込まれる可能性があるため絶対に断り、ただちに警察や周りの大人に相談しましょう。



令和2年の被害児童数は前年から減少したものの、その数は平成25年以降増加傾向にあります。

出典：令和2年の犯罪情勢（警察庁）を加工して作成  
[https://www.npa.go.jp/publications/statistics/crime/situation/r2\\_report\\_c.pdf](https://www.npa.go.jp/publications/statistics/crime/situation/r2_report_c.pdf)



学校種が上がるにつれて「ルールを決めていない」との回答が増え、青少年と青少年の保護者とのルールの有無に関する認識の差が拡大傾向にあります。

出典：令和2年度青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府）を加工して作成  
[https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai\\_list.html](https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html)

## 相談窓口

千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」  
 Tel：043-420-8066 火～日10:00～17:00(定休：年末年始、月曜(祝日の場合は翌火曜))  
 千葉県警察少年センター(ヤング・テレホン)  
 Tel：0120-783-497 月～金9:00～17:00(休祝日・年末年始を除く)  
 子どもと親のサポートセンター  
 Tel：0120-415-446 24時間

## チラシのお問合せ先

千葉県環境生活部  
 県民生活・文化課  
 Tel：043-223-2291

